

甲府市消防団員サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市において消防団員の減少、高齢化が危惧されていることから、消防団員を確保し、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、消防団員及び消防団員と同居する家族に対する優遇措置の実施について、事業所等に協力を求め、協力事業所等を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 甲府市内の事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団員サポート店 市長が優遇措置を実施することにより消防団活動を支援する事業所等として登録し、消防団員サポート店表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団員サポート店表示証 前号の規定による登録をした事業所等に交付する表示証（別記様式1）（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 優遇措置 商品等の割引、購入ポイントの割増し、その他のサービスをいう。

(登録申請)

第3 消防団員サポート店として登録を受けようとする事業所等は、甲府市消防団員サポート店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請し、その登録を受けるものとする。

(審査及び表示証の交付)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、消防団長と協議の上、次の各号に掲げる基準に従い審査し、適合していると認められるときは、第3に規定する登録をするとともに当該申請をした事業所等に表示証を交付するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
 - (2) 優遇措置期間が、連続して6ヶ月以上であること。
 - (3) 優遇措置を受ける団員は、地区別、分団別等に関係なく、全団員を対象とすること。
- 2 前項に規定する登録は、甲府市消防団員サポート事業表示証登録台帳（様式第3号）により管理するものとする。

(公表)

第5 市長は、第3に規定する登録を行ったときは、別に定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(登録の変更、取下げ及び抹消)

第6 第3に規定する登録を受けた事業所等は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る優遇措置を廃止しようとするときは、甲府市消防団員サポート店登録変更・廃止申請書(様式第2号)により、市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

(表示証の返納)

第7 第6の規定により登録を抹消された事業所等は、速やかに、表示証を返納しなければならない。

(所掌)

第8 この要綱に関する事務は、甲府地区広域行政事務組合消防本部人事課消防団係において所掌する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市消防団員サポート事業実施要綱細目

(趣旨)

第1 この細目は、甲府市消防団員サポート事業実施要綱第5及び第9の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(消防団員サポート店の公表)

第2 消防団員サポート店の公表については、事業所名及び優遇措置の内容、その他の事項について、随時、市広報誌等により公表を行うものとする。

(消防団員サポート店表示証の表示)

第3 消防団員サポート店は、表示証を事業所等の出入口の見えやすい場所に表示するものとする。

(消防団員ファミリーカードの交付)

第4 消防団員と同居する家族であることを証明するため、団員1名につき2枚まで、消防団員ファミリーカード(別記様式2)を交付するものとする。
2 前項の消防団員ファミリーカードを交付したときは、消防団員ファミリーカード交付台帳(様式第4号)により管理するものとする。

(消防団員身分証明書又は消防団員ファミリーカードの提示)

第5 消防団員及び消防団員と同居する家族は、優遇措置を受けようとするときは、消防団員身分証明書(以下「身分証明書」という。)又は消防団員ファミリーカードを提示しなければならない。

(消防団員ファミリーカードの返納)

第6 消防団員は、消防団を退団したときは、交付された消防団員ファミリーカードを速やかに返納するものとする。

(留意事項)

第7 消防団員及び消防団員と同居する家族は、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 身分証明書又は消防団員ファミリーカードを消防団員及び同居する家族以外の者に貸与し、又は譲渡すること。
(2) 優遇措置に関して、事業所等に強要すること。
2 前項の規定に違反して、身分証明書若しくは消防団員ファミリーカードを不正に使用し、又は消防団員サポート店に損害を与えた場合は、その責任は保有者本人が有する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。